



9

平成30年9月15日 発行

第72巻 第9号

岡山市北区桑田町15番28号

一般社団法人岡山県労働基準協会

編集兼 (電話 (086) 225-3571)
発行人 井上 文雄

1部 50円 1年 600円

(購読料は会費に含む)

ホームページ <http://www.olsa.or.jp>



高梁市成羽美術館(高梁市) (写真提供: 公益社団法人岡山県観光連盟)



9月

安全衛生12のポイント

作業前
ストレッチ
腰痛予防

9月 9月1日～9月30日
全国労働衛生週間準備期間

10月 10月1日～7日
全国労働衛生週間

目次

Sep. 2018

行政の動き

過重労働解消のためのセミナーのご案内	2
安心して働くための「無期転換ルール」とは	3
10月は年次有給休暇取得促進月間です	3
女性の活躍推進に取り組みましょう!	4
岡山県最低賃金の改定について	4
第69回全国労働衛生週間	10

受動喫煙防止&勤務間インターバル制度セミナーのご案内 ...	5
介護事業者の皆さん!事業運営を支援します(無料)	6

協会より

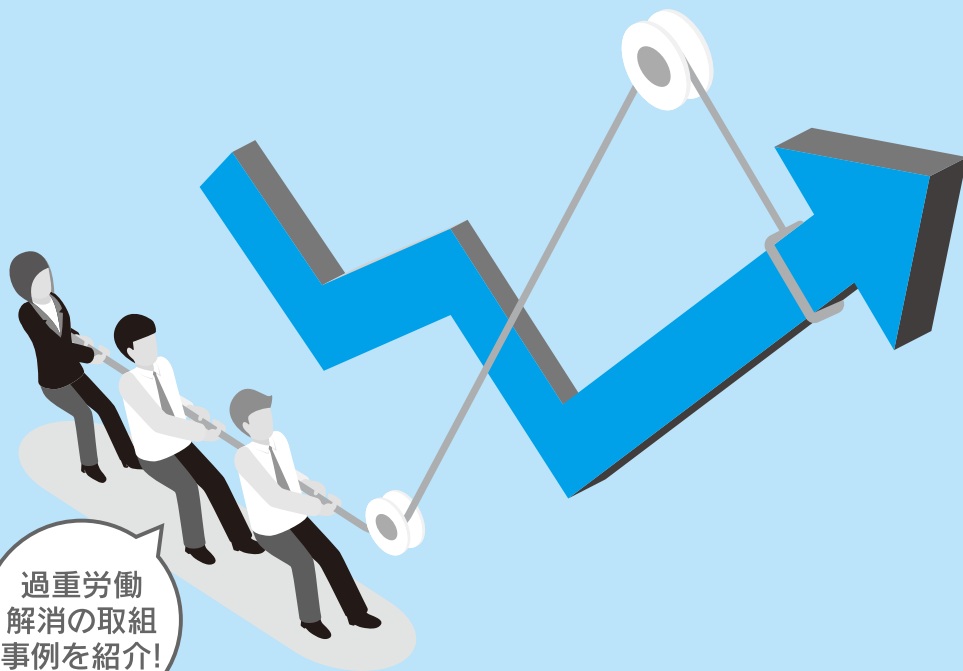
本日は晴天なり!	7
悠々自適	8
労働災害-災害事例・統計-	9

平成30年度 厚生労働省委託事業

過重労働解消のためのセミナー

9月より全国47
都道府県で開催!

働き方を見直して人手不足解消と 生産性向上を目指しませんか?

参加費
無料各回定員
約100名
事前予約制
(先着順)【東京・名古屋・大阪で
グループワーク型
セミナーも実施】

働きがい得られ、働きやすい職場づくり

そんな職場づくりの実現には、過重労働の解消を図ることが重要です。ぜひご参加ください。



受講対象者

事業主の方、企業の人事労務担当者・管理者、総務の方など

セミナー開始時間

14時00分～16時30分 13時30分より受付開始いたします

セミナー内容

過重労働の現状と過重労働防止に向けた対策、取組事例紹介など
テキストに掲載されていない具体的な取組例もご紹介いたします

- 「過重労働」の現状と企業経営に与える影響
- 対策に必要な「関連法令」
- 防止のための事業主等に求められる措置
- 職場のパワーハラスメント対策
- 知っておくべき労働時間等に関する基準
- 陥りがちな違法行為
- ストレスチェック制度とは
- 実施すべき取組と防止対策の具体例 など

申込方法

専用webサイトをご覧ください。

LEC 過重労働解消

※お預かりした個人情報は本事業に係るご連絡にのみ使用します。
無断で第三者に提供することはありません。QRコードからも
ご覧いただけます

岡山会場

11月13日(火) 14時00分～16時30分
おかやまコープ オルガホール
(岡山市北区奉還町1-7-7オルガビルB1)お問い合わせは 委託運営: **LEC東京リーガルマインド** 過重労働解消のためのセミナー事業事務局 担当 戸立・小田〒164-0001 東京都中野区中野4-11-10 アーバンネット中野ビル TEL: 03-5913-6085 (平日9時～17時) FAX: 03-5913-6409
E-Mail: kaju-seminar@lec-jp.com 専用HP: <http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>

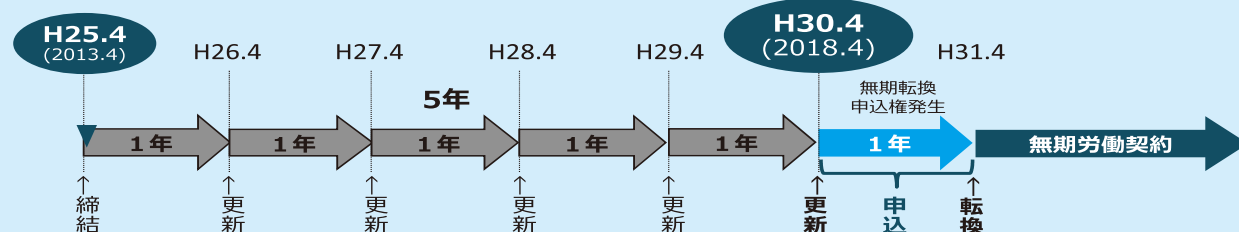
事業主の皆様・有期労働契約で働く皆さまへ

安心して働くための「無期転換ルール」とは

無期転換ルールとは？

同一の使用主（企業）との間で、有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【例：平成25年4月から、1年間の有期労働契約を更新し続けている場合】



※無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定め（労働協約、就業規則、個々の労働契約）がない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則の改定などが必要です。

対象となる労働者

原則として、契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で通算5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員などの名称は問いません。

なお、「派遣社員」の場合は、派遣元の企業に無期転換ルールへの対応が求められます。

※定年後の継続雇用の高齢者等に関する「有期特措法による無期転換ルールの特例」があります。

詳しくは岡山労働局HPへ。

無期転換ルール、有期特措法の特例については、**TEL 086-225-2017**
岡山労働局雇用環境・均等室にご相談ください。



10月は、「年次有給休暇取得促進期間」です。

—事業主の皆様へ—
土日・祝日に年休をプラスして
連続休暇を実現しましょう。

事業主（使用者）の皆様へ、来年度の業務計画等の作成に当たり、従業員の年次有給休暇の取得を十分に考慮するとともに、年次有給休暇の計画的付与制度の導入を検討しましょう。

労働基準法が改正され、平成31年4月より、使用者は、10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。なお、この時季指定を行わなければならない5日間について、計画的付与制度をはじめ、労働者が取得した年次有給休暇の日数分は時季指定の必要がなくなります。年次有給休暇の計画的付与制度の導入を検討しましょう。



この記事に関するお問い合わせは

岡山労働局雇用環境・均等室 指導係 TEL.086-225-2017

中小企業の
皆さまへ

優秀な人材確保のために、 女性の活躍推進に取り組みましょう！

女性活躍推進法が平成28年4月1日より施行され、労働者数300人以下の中小企業は女性活躍推進のための一般事業主行動計画の策定・届出などが努力義務になっています。(301人以上は義務。) 人手不足対策・働き方改革の近道として女性の活躍を後押しし、人材確保や働きやすい職場づくりにつなげましょう。

＜一般事業主行動計画策定・届出や「えるぼし」認定を取得するとこんなメリット！＞

▷ **公共調達における加点評価** → 国の行う公共調達において加点評価されます(詳しくは各府省へ)

▷ **日本政策金融公庫の低利融資** → 詳しくは日本政策金融公庫へ

▷ **両立支援助成金(女性活躍加速化コース)** → 女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、目標を達成した事業主に支給されます。

☆詳しくは 岡山労働局雇用環境・均等室 TEL 086-225-2017

女性活躍推進アドバイザーをご利用ください！(無料)

厚生労働省では、『中小企業のための女性活躍推進事業』において、女性活躍推進アドバイザーによる援助を行っています。アドバイザーが女性活躍の状況の把握や課題分析、達成すべき目標の設定などについて、訪問や電話等によるきめ細やかなアドバイスを実施し、行動計画の策定をサポートします。

以下のサイトから女性活躍推進アドバイザーの申し込みができます。お気軽にご利用ください。

☆詳しくは 女性活躍推進サポートサイト (<http://www.josei-suishin.mhlw.go.jp/>)

電話相談 

個別訪問 

岡山県
最低賃金
(時間額)が

807円

に改定されます。

発効日 平成30年10月3日

岡山県最低賃金は、原則として、岡山県内の事業場で働く常用、臨時、パートタイマーなどすべての労働者と、労働者を1人でも使用しているすべての使用者に適用されます。使用者も、労働者も今一度チェックをお願いします。

労働調査会の定期刊行誌

いち早く、労働行政関連情報を手に入れるなら、労働調査会の定期刊行誌!ご希望の方には、無料で見本誌を差し上げています。



労働安全衛生広報

発行 月2回(1日・15日)
年6回別冊付録つき
判型/頁数 B5判/64頁
年間購読
会費 本体価格 56,000円



先見労務管理

発行 月2回(10日・25日)
年6回別冊付録つき
判型/頁数 B5判/64頁
年間購読
会費 本体価格 56,000円



労働基準広報

発行 月3回(1日・11日・21日)
年6回別冊付録つき
判型/頁数 B5判/56頁
年間購読
会費 本体価格 56,000円

★お申し込みは、
最寄りの一般社団法人岡山県労働基準協会・各支部へ!!

労働調査会 関西支社 <http://www.chosakai.co.jp/>
大阪市西区阿波座2丁目2-18 TEL.06-6541-3045 〒550-0011

受動喫煙防止&勤務間インターバル制度セミナー(無料)

一般社団法人岡山県労働基準協会
公益社団法人全国労働基準関係団体連合会岡山県支部

健康増進法が改正され、受動喫煙防止対策が強化されたところです。健康増進法の基本的な考え方の一つとして、「屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者が、そのような状況に置かれることのないようにすることを基本に『望まない受動喫煙』をなくす。」ことが掲げられています。さらには、労働安全衛生法においても受動喫煙の防止を事業者の努力義務としています。

また、労働時間等設定改善法が改正され、「事業主は、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努めなければならないこととする。」（勤務間インターバル制度）と定められました。

このため、事業場の皆様に、受動喫煙防止対策について、更なる理解を深めていただくとともに、働き方改革の一環であり、新しく設けられた勤務間インターバル制度について理解していただくため、下記によりセミナーを開催しますので、皆様方の参加をお待ちしています。

- 記
- 1 日 時

平成30年11月16日（金曜日）13：30～16：15
- 2 場 所

岡山商工会議所405会議室（岡山市北区厚生町3－1－15）
- 3 対 象 者

事業主、労務・安全衛生担当者等
- 4 定 員

80名
- 5 申 込

協会窓口・FAX申込【岡山県労働基準協会TEL:086-225-3571 FAX:086-225-3566】
受講申込書に必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。
※申込受付が完了しましたら、FAXで受講票を送付します。

6 プログラム

時 間	内 容	講 師 等
13:30～13:35	開会あいさつ	事務局
13:35～14:35	職場における受動喫煙防止対策	（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会講師
14:35～14:45	休憩	
14:45～16:15	勤務間インターバルとは何か、その課題と解決策	社会保険労務士

(様式) 受動喫煙防止&勤務間インターバル制度セミナー申込書 [FAX086-225-3566]

※受付	氏 名（フリガナ）	事業所名
	()	
	()	ご担当者名
所 在 地	〒 ー 都道 市郡 府県 区	
ご 連 絡 先	TEL() ー FAX() ー メール	

※申込書に記入された氏名等の個人情報は、当協会が責任をもって保管・管理し、本講習の的確な実施のためにのみ使用します。

採れない!
定着しない!
育たない!



平成30年度 厚生労働省委託事業

労務管理に 少々不安を感じている 介護事業者の皆さん!

そんな悩みからの解放は、
働く環境を整えるのが

「王道」で「近道」です。

■夜勤やシフトを上手に回るようにしたい!!

■職員の労働時間や休憩、休日・休暇は大丈夫かな?

■残業や休出の割増賃金、宿直手当は大丈夫かな??

■職員の年休や育児・介護ニーズに応えられているかな?

■是非とも無くしたい!! — ①また一人、腰痛で辞めた。
②メンタル、ハラスメントで辞めてしまった。
③送迎・訪問途上に自動(転)車で事故った。

こうした就労環境を整えるお手伝いをします。

1 セミナーで解説して支援
難しい法律用語も平易に判り易く解説。

2 個別に訪問して支援
専門家が現場を巡回した上、助言します。



介護事業場就労環境セミナーのご案内 無料

介護事業場の就労環境の整備のお手伝いをするために、セミナーを開催します。

- 開催日時 平成30年10月23日(火曜日) 13時30分から16時30分まで
- 開催場所 一般社団法人岡山県労働基準協会 (岡山市北区桑田町15番28号)
- プログラム

時間	内容	講師
13:30~14:00	働き方改革の推進について ~改正法を踏まえて~	岡山労働局労働基準部 監督課長 小川充彦
14:00~15:15	人材確保とトラブル防止のために ~労働基準法等の遵守を~	岡山県労働基準協会 専務理事 井上文雄
15:15~15:25	休憩	
15:25~16:25	労働災害防止について ~腰痛・転倒の予防~	川崎医療福祉大学 教授 田口豊郁
16:25~16:30	質疑	

詳しくは、岡山県労働基準協会のホームページをご覧ください。

連絡先 公益社団法人全国労働基準関係団体連合会岡山県支部
一般社団法人岡山県労働基準協会
TEL: 086-225-3571 FAX: 086-225-3566

岡山県労働基準協会

検索

<http://www.olsa.or.jp/>



上手なお酒の飲み方

暑さ寒さも彼岸まで、そろそろ涼しくなる頃ですね。食欲の秋、その上お祭りなどのイベントが満載で飲酒の機会も増えるのではないのでしょうか。そこで今回は飲酒のコツをご紹介します。

公益社団法人アルコール健康医学協会が『適正飲酒の10か条』を紹介しています(表1)。少し補足していきます。
「食べながら適量範囲でゆっくり」とあります。空腹時の飲酒はアルコールの吸収がよくなりますのでできれば飲酒前に食べておくことをお勧めします。また「適量範囲」というのが最も重要です。適量とは表2にあります。また、大体アルコール量換算で一日20g程度ですので、ビールであれば500ml程度となります。いきなりは難しい方もいらっしゃると思いますので1週間単位とか、2週間単位などで平均して考える事をお勧めします。2日続けてビール1L飲んだ場合には1週間の残りを1日350mlで我慢するといった具合です。そのためには毎日どれくらい飲んだかというのを記録する事も重要です。記録する事で単に飲酒量を把握するだけでなく自分の飲酒パターンなど、多くの気づきがあると思います。

飲み方ですが、アルコールと並行して水を飲むことも大切なポイントです。アルコールと同量の水を飲むのが目安とされています。自宅でも、お店でもアルコールを目の前に置いたら、必ず水が入ったコップも用意するといった具合です。これはアルコールによる脱水対策にもなります。

休肝日については健康診断の際にもよくお声かけさせて頂きますが、一週間のうち最低二日間、それも連続でアルコールを飲まない日を作ってください。二日間連続と言うのがポイントです。これも受診者の皆様に『無理』とよく言われるのですが、飲酒の代わりの楽しみを見つけるなどちょっとした工夫を試してください。あるいはアルコールによる肝機能障害を指摘

表1 適正飲酒の10か条 (公益社団法人アルコール健康医学協会)

- ① 談笑し 楽しく飲むのが基本です
- ② 食べながら 適量範囲でゆっくりと
- ③ 強い酒 薄めて飲むのがオススメです
- ④ つくろうよ 週に二日は休肝日
- ⑤ やめようよ きりなく長い飲み続け
- ⑥ 許さない 他人(ひと)への無理強い・イッキ飲み
- ⑦ アルコール 薬と一緒に危険です
- ⑧ 飲まないで 妊娠中と授乳期は
- ⑨ 飲酒後の運動・入浴 要注意
- ⑩ 肝臓など 定期検査を忘れずに

表2 一日の適切な飲酒量

種類	量	アルコール 度数	アルコール 換算量
ビール	500ml	5%	20g
日本酒	1合 180ml	15%	22g
焼酎	0.5合 90ml	35%	25g
ワイン	グラス2杯	12%	24g
ウイスキー	ダブル 60ml	43%	20g
ブランデー	ダブル 60ml	43%	20g

されている方は二日連続の休肝日を試してみても肝機能検査結果がどうなるか確認されてはどうでしょうか。おそらく見事に肝機能の改善が見られます。それが動機づけになり休肝日の継続につながるかもしれません。

あと注意するのが飲酒後の入浴です。時々『アルコールを抜くために風呂に入る』と聞くことがあります。が、飲酒後の入浴は危険です。入浴による温度変化により血圧が変動し体調不良を起こします。ひどいと意識をなくす場合もあります。飲酒後の入浴は極力避けましょう。また眠るためにお酒を飲むという方もいらっしゃるかも知れませんが飲酒量が多くなると睡眠が浅くなったり早朝覚醒につながったりしますので注意してください。

飲酒に関して自分で管理することが難しい方は周りの方々に協力してもらうのも良いのではないのでしょうか。

せっかくの美味しいお酒、健康な飲酒習慣で楽しく飲みましょう。



一般社団法人 岡山県労働基準協会

労働衛生センター 所長

藤田 充啓

悠々自適

「魂の本籍地」

岡山労働局労働基準部
賃金室長

森谷 祥二

四十を過ぎてから再び山に登り始め、その山行は次第にエスカレートしていったのですが、流石に歳のせいか最近はややユッタリとした山行を好むようになり、昨年は念願の「雲の平」と呼ばれる秘境に行くことが出来ました。

下界からは、どんなに頑張っても一日では辿り着けない黒部川の源流部に位置し、こんな場所を選んだ理由は、三俣山荘の主人が書いた「黒部の山賊」の舞台であったからで、この辺りには人知を超えた何かがあり、「おーい」と呼ばれ「おーい」と答えたら死んでしまうので「ヤッホー」と答えないと化かすとか、妖狸やカワウソが人を化かすとか、遭難死した人の白骨が何度も現れるなどの物語が印象に残っています。

俗世から隔離された山の中で、深闇の中にいると、何か得体の知れない恐怖を感じる瞬間がありますし、昼間の絶景とは裏腹に、この何とも怪しい恐怖心が、日本人の山岳信仰

を生んだのかも知れないと常々考えている次第です。

その他にも、いつも山に入ると、何処からかエネルギーを貰って元気が出る様な感覚があるのですが、気分が高揚しているからかも知れませんが「森谷」という苗字が示すとおり、私の魂の本籍地は山の中にあつて、山こそ私の魂の在り処なのではないかと秘かに考えているのです。

長年山に通っていると、それが何者かは判りませんが、山には確かに怪しい何かがあると感じるようになり、その感覚と自然の気持ち良さとは相まって通っているような気がしています。

本年四月に賃金室長を拝命し、七月から十月には最低賃金審議会が開催されますから、ハイシーズン山の山行は封印いたしますが、機を見て、また、私の魂の本籍地へ出かけて見ようと思っています。



NAKASHIMA
We Go Beyond

ナカシマプロペラ株式会社

本社/〒709-0625
岡山市東区上道北方 688-1
TEL (086) 279-5111
FAX (086) 279-3107

津山ガス株式会社

取締役社長 荻田 善嗣

岡山県津山市林田町92
☎(0868)22-7211

三井造船玉野協力会
会長 前田 和彦
玉原鉄工業協同組合
理事長 大熊 力三



もっと、ずっと、地球と共に。
協同組合ウイングバレイ

理事長 晝田 眞三

総社市久代1408番地の6
TEL.(0866)96-1888
FAX.(0866)96-2040



Metaltech
株式会社 **メタルテック**

岡山事業所

〒704-8126 岡山市東区西大寺浜910
Tel.(086)943-2934 Fax.(086)943-4787

弁護士法人
太陽綜合法律事務所

(岡山弁護士会所属)

岡山県労働基準協会顧問弁護士

弁護士 近藤 弦之介
弁護士 藤原 健三
弁護士 馬場 幸三
弁護士 谷口 怜司
弁護士 山本 愛子
弁護士 山下 綾子
弁護士 川端 美智子
弁護士 青田 麻夢
弁護士 青永 山皓
弁護士 石島 弘弘
客員弁護士
〒700-0901

岡山市北区本町6番36号
第一セントラルビル2階
TEL(086)224-8338(代)
FAX(086)224-7555

武田育男税理士事務所

岡山市北区東島田町1丁目2-5
TEL (086) 231-1227



菱自梱包株式会社

代表取締役社長 亀岡 義男

〒712-8003 倉敷市水島明神町7番20号
TEL : 086-444-5800 FAX : 086-444-1531



坂本産業株式会社

代表取締役 坂本修三

〒714-0001 岡山県笠岡市走出670-1
TEL(0865) 65-0311(代)
FAX(0865) 65-0460

労働問題相談日のお知らせ

毎週火曜日と木曜日10時から16時
(12:00~13:00を除く)

会員の皆様方の労働問題に関するあらゆるご相談に応じます。
お気軽にご相談下さい。

TEL(086)225-4538

※上記以外の日程
または来所の方は、
事前にご連絡下さい。

災害事例

熱中症による災害（平成30年）

*事例①業種 建設業

休業見込：5日 経験年数：23年

〔発生状況〕 発生：6月13時頃

民家の増築工事中、昼食後、仕事の段取り中、めまい・吐き気があり意識がもうろうとした。

*事例②業種 製造業

休業見込：4日 経験年数：10年

〔発生状況〕 発生：7月21時頃

工場内で型替え作業中、暑さで頭が痛くなり、動けなくなった。

*事例③業種 道路貨物運送業

休業見込：2週間 経験年数：22年

〔発生状況〕 発生：7月0時頃

当日の業務を終え帰宅、入浴後、調子が悪く休養中、体調が悪化し、身体が痙攣した。



【参考】 豪雨災害後の災害復旧工事など、熱中症に注意しましょう！

平成30年に発生した熱中症の災害（休業4日以上）は4件となっています。（7月末速報値）

熱中症の予防は、①暑さ指数（WBGT値）の把握 ②暑さを避けるための設備の設置

③熱への順化期間を設ける ④日常の健康管理等 ⑤熱中症に係る教育 などが重要！

少しでも異変を感じたら、ためらわず病院へ行くか、救急車を呼びましょう。

平成30年死亡災害発生状況						岡山労働局 (平成30年7月31日現在)	
番号	業種	災害発生月	発生時間帯	事故の型	起因物(上から大・中・小分類)	災害発生状況	備考
4	製本業	6月	12時台	墜落、転落	仮設物、建築物、構築物等 仮設物、建築物、構築物等 階段、栈橋	昼休み後、階段を下りていた際労働者が倒れた、近くにいた同僚が気づき、病院へ搬送したところ、急性硬膜外血腫・頭部脳挫傷と診断された。	
5	合板製造業	7月	22時台	はさまれ 巻き込まれ	動力機械 木材加工用機械 その他の木材加工用機械	集成材用のプレス機の異音に気づき原因を調査中、板材の送給が乱れており、確認したところ、プレス機の中で労働者が倒れていた。	
6・7	警備業	7月	23時台	おぼれ	環境等 環境等 水	豪雨で河川が増水したため、国道の通行止めの警備業務を遂行していたところ、国道上まで増水した濁流に労働者2名が流された。 【平成30年7月豪雨災害関連】	
8・9	自動車・同付属品製造業	7月	4時台	崩壊、倒壊	環境等 環境等 地山、岩石	工場の裏山が崩れて工場内に土砂や倒木が流れ込み、この裏山に近い場所でプレス作業に従事していた作業員2名がプレス機械とともに流された。【平成30年7月豪雨災害関連】	

平成30年労働災害発生状況

死亡災害

7月末現在(速報値)
()内は前年同月比増減数

業種別
9人
(-2)

製造業
5人
(+2)

建設業
1人
(-1)

鉱業
0人
(-2)

運輸交通業
1人
(±0)

その他
2人
(-1)

事故の型別
9人
(-2)

感電
0人
(-1)

交通事故
1人
(-3)

おぼれ
2人
(+2)

はさまれ
巻き込まれ
1人
(-1)

激突され
0人
(-1)

崩壊・倒壊
3人
(+1)

転倒
1人
(+1)

墜落・転落
1人
(±0)

死傷災害

(休業4日以上)の死傷災害

7月末現在(速報値)
()内は前年同月比増減数

全産業
1,035人
(+19)

製造業
283人
(-13)

建設業
126人
(-5)

運輸交通業
176人
(+23)

林業
15人
(-3)

貨物8人
(-2)

その他の事業
425人
(+22)

水産
36人
(+1)

鉱業
2人
(-3)

[illegible]